

令和2年度

水質検査計画書

日向市上下水道局水道課

目 次

1. 水質検査計画とは
2. 水質検査の基本方針
3. 水道事業の概要
4. 水源及び水質の状況
5. 採水場所について
6. 検査項目と検査頻度及びその理由
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 水質検査の方法と委託する内容
9. 水質検査の頻度と信頼性保障
10. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し
11. 関係機関との連携
12. お客様（水道使用者）と水質検査

1. 水質検査計画とは

水道法及び水道法施行規則に定める水質基準項目は、全国一律に適用されすべての水道事業者には遵守義務が課せられます。市上下水道局では水質検査の適正化や透明性を確保し、水道水を市民の皆様に安心してお使いいただくため、平成17年度から水質検査計画を策定し公表しています。水道水が水質基準に適合し、安全であることを保障するため、河川などの水源から浄水場、各家庭のじゃ口に至るまで定期的に水質検査を行い水道水の水質管理に万全を期しています。この水質検査をどのように行うかを、お客様に広く知っていただくために、検査する場所、項目、頻度などについて記したものが水質検査計画です。

2. 水質検査の基本方針

水道使用者に、より安全でおいしい水を供給するため、水質検査を行うことを基本方針とします。また、検査は、以下の方法により行います。

■ 水質検査の採水地点

水道法で検査が義務付けられている給水栓（じゃ口）に加え、浄水場の入口・出口及び水源とします。

■ 水質検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、毎日検査項目、水質管理上検査することが望ましいとされる水質管理目標設定項目、その他の項目とします。

■ 検査頻度

水道法及び上下水道局の過去の水質検査結果に基づき、項目ごとに毎日検査から年1回検査の頻度とします。

3. 水道事業の概要

市の水道事業は、1上水道事業と1簡易水道事業からなり、内容については次のとおりです。

上水道事業（1事業：1施設）

平成31年4月1日現在

| 水道事業 (浄水場名) | 水源の 種類 | 浄水方法 | 創設年度 | 給水人口 (人) | 給水区域 |
|----------------------|-------------|--------|-------|-------------|--------------------|
| 日向市上水道事業 (権現原浄水場) | 耳川河川 表流水 | 急速ろ過方式 | 昭和25年 | 56,826 | 旧日向市地区 鳥川地区(東郷) |

簡易水道事業（1事業：5施設） 給水人口 住基給水人口より

| 水道事業 | 水源の 種類 | 浄水方法 | 創設年度 | 給水人口 (人) | 給水区域 |
|-----------------------|-------------|--------|-------|-------------|----------------------------|
| 山陰(第1)水源 (山陰浄水場) | 耳川河川 伏流水 | 塩素消毒のみ | 昭和45年 | 1,694 | 小野田区、 福瀬区、 鶴野内区 |
| 坪谷川(第2)水源 (坪谷川浄水場) | 大内川 表流水 | 緩速ろ過方式 | 平成元年 | 794 | 坪谷区、 羽坂区 仲深区、 田野区 |

| | | | | | |
|--------------------------|-------------|--------|-------|-----|----------|
| 坪谷川(第5)水源 (蕨野・稲葉野浄水場) | 椎谷川 表流水 | 緩速ろ過方式 | 平成14年 | 113 | 蕨野・稲葉野地区 |
| 八重原(第4)水源 (八重原浄水場) | 耳川河川 伏流水 | 塩素消毒のみ | 平成11年 | 98 | 八重原地区 |
| 迫野内(第3)水源 (迫野内浄水場) | 耳川支流 表流水 | 緩速ろ過方式 | 昭和62年 | 210 | 迫野内地区 |

4. 水源及び水質の状況

上水道及び簡易水道の水源は、耳川河川表流水や伏流水又は、谷川の表流水を取水しています。表流水については、洪水等に伴い濁度の上昇は見られますが、上流域に工場等の汚染源もなく、水質的にはおおむね良好な状態にあります。伏流水についても水質的に安定し良好な状態を保持しています。

原水の水質は、河川環境や河川流域部における状況等により、汚染要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上留意すべき項目については次のとおりです。

| 原水の汚染要因 | 水質管理上留意すべき項目 |
|------------------------|------------------|
| 降雨等による濁水の発生 | 濁度 |
| 水源域農薬散布 | 農薬類 |
| 地質由来の無機質 | 鉄、マンガンによる着色 |
| 水源域におけるクリプトスポリジウム症等の発生 | クリプトスポリジウム・ジアルジア |

5. 採水場所について

試料水の採水地点は、水質基準に適合するかどうかを判断する場所として、原水6箇所、及び水が停滞しやすい場所等の浄水給水栓10箇所、また毎日水質検査による、浄水給水栓11箇所を選定しました。

【原水採水場所】

(上水道：1箇所)

■権現原浄水場取水井：日向市大字塩見14166番地

(簡易水道：5箇所)

■山陰簡易水道電気室：日向市東郷町山陰

■坪谷川浄水場着水井：日向市東郷町坪谷

■蕨野・稲葉野浄水場着水井：日向市東郷町稲葉野

■迫野内浄水場着水井：日向市東郷町迫野内

■八重原簡易水道取水井：日向市東郷町八重原

【浄水採水場所】

(上水道：5箇所)

- 旧日向市北部西：日向市大字塩見14166番地 権現原浄水場給水栓
- 旧日向市北部北：日向市大字日知屋 梶木児童公園内給水栓
- 旧日向市北部東：日向市大字細島 細島支所内給水栓
- 旧日向市南部南：日向市美々津町 宮ノ下公民館給水栓
- 旧日向市南部西：日向市美々津町 田の原公民館給水栓

(簡易水道：5箇所)

- 山陰(第1)水源：日向市東郷町 広瀬公民館給水栓
- 迫野内(第3)水源：日向市東郷町 迫野内公民館給水栓
- 八重原(第4)水源：日向市東郷町 八重原電気室給水栓
- 坪谷川(第2)水源：日向市東郷町 牧水生家給水栓
- 蕨野稲葉野(第5)水源：日向市東郷町 田野区公民館給水栓

【毎日検査場所】 ※異常時は市に報告

(上水道：6箇所)

- 旧日向市北部西配水区：日向市塩見小原(毎日検査委託者民家給水栓)
- 旧日向市北部北配水区：日向市日知屋梶木(毎日検査委託者民家給水栓)
- 旧日向市北部東配水区：日向市日知屋幡浦(毎日検査委託者民家給水栓)
- 旧日向市南部南配水区：日向市美々津町宮ノ下(毎日検査委託者民家給水栓)
- 旧日向市中部西配水区：日向市平岩鵜毛(毎日検査委託者民家給水栓)
- 旧日向市南部西配水区：日向市美々津町田の原(毎日検査委託者民家給水栓)

(簡易水道：5箇所)

- 坪谷川地区配水区：日向市東郷町羽坂(毎日検査委託者民家給水栓)
- 蕨野・稲葉野地区配水区：日向市東郷町蕨野(毎日検査委託者民家給水栓)
- 迫野内地区配水区：日向市東郷町迫野内(毎日検査委託者民家給水栓)
- 八重原地区配水区：日向市東郷町八重原(毎日検査委託者民家給水栓)
- 広瀬地区配水区：日向市東郷町広瀬(毎日検査委託者民家給水栓)

6. 検査項目と検査頻度及びその理由

水道法で検査が義務付けられている、水質基準項目及び毎日検査項目のほか、原水については消毒副生成物を除く水質基準の全項目検査や、耐塩素性原虫(クリプトスポリジウム等)の指標菌検査、クリプトスポリジウム、ジアルジアの原虫検査も実施します。また、上水道事業の原水については、水質管理目標設定項目の17項目について検査します。

検査項目及び検査頻度については、(1)の定期的水質検査、(2)の臨時の水質検査を参照してください。

(1) 定期的水質検査について

1) 毎日、1回以上の検査をする項目

■下記項目について、市内の11箇所の検査業務委託者民家給水栓にて毎日(365日)検査します。

| |
|-----------------|
| 色、濁り、消毒の残留効果、臭い |
|-----------------|

2) 毎月1回以上の検査をする水質基準項目（11項目）

- 毎月検査が義務付けられている、11項目のうち、省略不可能項目の下記9項目については、1ヶ月に1回検査をします。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度

- 毎月検査が義務付けられている、残りの2項目については、藻類等の発生状況等を勘案し年4回実施します。

ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール

3) 3ヶ月に1回以上の検査をする水質基準項目（40項目）

- 3か月に1回以上検査が義務付けられている、40項目のうち、省略不可能項目の下記12項目については、3ヶ月に1回検査をします。

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromohホルム、ホルムアルデヒド、

- 3ヶ月に1回以上検査が義務付けられている、40項目のなかの、省略可能項目28項目のうち、下記11項目については水道水の安全性や性状確認のため、3ヶ月に1回検査をします。

鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等、蒸発残留物

- 3ヶ月に1回以上検査が義務付けられている、40項目のなかの、省略可能項目の28項目のうち、下記17項目は水源及びその周辺の状況を考慮し原水の水質が大きく変わるおそれが無いと認められることや、過去3年間の検査結果の全てが基準値の5分の1以下であることから、1年に1回の検査とします。

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類

4) その他の水質検査

- 原水の水質検査

上水道、簡易水道の原水は、水質基準項目51項目から消毒副生成物を除いた、下記40項目について、1年に1回検査します。

一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、

■ 水質管理目標設定項目の水質検査

上水道の原水について1年に1回、すべての項目(17項目)について検査します。

上水道の原水について1年に1回、すべての項目(17項目)について検査します。アンチモン及びその化合物、ウラン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、亜硝酸態窒素、1,2-ジクロロエタン、農薬類(※1)、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、1,1,1-トリクロロエタン、メチル tert-ブチルエーテル(MTBE)、有機物質(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、蒸発残留物、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌、1,1-ジクロロエチレン

※農薬類：120項目について検査します。

■ クリプトスポリジウム等(耐塩素性原虫)の指標菌検査

上水道、簡易水道の原水について、1ヶ月に1回、下記項目について検査します。

大腸菌、嫌気性芽胞菌

■ クリプトスポリジウム、ジアルジアの原虫検査

原虫検査については、浄水方法の違いを考慮し、下記のとおり検査とします。

*浄水方法が塩素消毒のみの施設については、3ヶ月に1回の検査とします。

該当施設：山陰簡易水道、八重原簡易水道

*浄水方法がろ過設備方式の施設については、6ヶ月に1回の検査とします。

該当施設：権現原浄水場、坪谷川浄水場、稲葉野・蕨野浄水場、迫野内浄水場、

(2) 臨時の水質検査

臨時の水質検査については、下記のような水質変化が認められた場合や、水質基準を超過する恐れのある場合に直ちに取水を停止して、必要に応じて水源又は浄水場の給水栓から採水し、臨時の検査を行います。臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し給水栓における水の安全性が確認されるまで行います。検査項目については、水質基準全項目について実施することが現行の規定ですが、定期の水質検査と同様の省略可能規定もあります。

■ 水源の水質が著しく悪化したとき。

■ 水源に異常があったとき。

■ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

- 浄水過程に異常があったとき。
- 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- その他特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画の策定は、過去の水質検査結果や水道使用者の皆様からのご意見、要望が反映される形で行い、次年度開始前に公表します。水質検査結果については、検査後速やかに公表します。水質検査計画及び水質検査結果は上下水道局の窓口にて閲覧できるほか、市のホームページに掲載します。

8. 水質検査の方法と委託する内容

日向市上下水道局では、自ら検査を行う施設を有していないため、水道法20条第3項により、水質検査から水質検査結果書の発行までの業務を、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託します。検査の方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行い、水質基準項目・水質管理目標設定項目及びその他の項目についても、厚生労働省水道課長通知、浄水試験方法に準拠して行うよう検査機関に依頼し実施します。また、毎日行う検査項目についても、配水区域毎に11箇所を選定し、水道使用者の方に委託します。

9. 水質検査の精度と信頼性保障

水道水の安全性、安定性を確保し、水道使用者に信頼される水道水を供給するには、水質検査において精度と信頼性の保障はきわめて重要であり、水質検査を委託する検査機関の精度管理体制等についても、連絡を密にして信頼性を確保します。

10. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査結果については、採水場所ごとに、検査項目ごとに水質基準値や過去の水質検査結果と比較・評価し、異常があれば原因究明等の必要な対応をとります。

水質検査計画については、水質検査結果の評価や法令改正への対応を反映させるため、毎年見直しを行います。

11. 関連機関との連携

■ 国、県、近隣町村との連携

水質汚染事故の発生、水道法に定める基準値以上の検査結果がでた場合等には、国(厚生労働省)や宮崎県(延岡保健所)または、近隣町村等の連絡体制を活用し、速やかに関係機関に通報するとともに、必要な助言を受けながら、上下水道局危機管理マニュアルに従い緊急に対応します。

■ 水質検査機関との連携

水質汚染事故等には、迅速かつ的確に対応できるよう、水質検査委託機関との連携につとめます。

12. お客様(水道使用者)と水質検査

安全で、良質な水道水を提供するために、水質検査計画と検査結果を公表し、また利用される皆様からご意見やご要望を集約し、反映することによってより安全で安心な水道を目指します。皆様からのご意見をいただければ幸いです。

<お問い合わせ先>

日向市上下水道局 権現原浄水場
所在地 〒883-0033
宮崎県日向市大字塩見 14166 番地
TEL 0982-54-5500
FAX 0982-54-5562
E-mail suido@hyugacity.jp
ホームページ <http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/>